

# 令和7年度 第1回 水戸市地域公共交通協議会全体会議

日時 令和7年7月24日（木）

午前10時から

場所 水戸市役所4階

政策会議室

次 第

1 開会

2 協議事項

議案第1号 令和7年度事業計画案・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料1

議案第2号 水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について・・・ 資料2

3 その他

4 閉会

(参考資料)

- ・ 水戸市地域公共交通協議会規約

議案第 1 号

## 令和 7 年度事業計画案

このことについて、別紙 1 のとおりとする。

令和 7 年 7 月 24 日提出

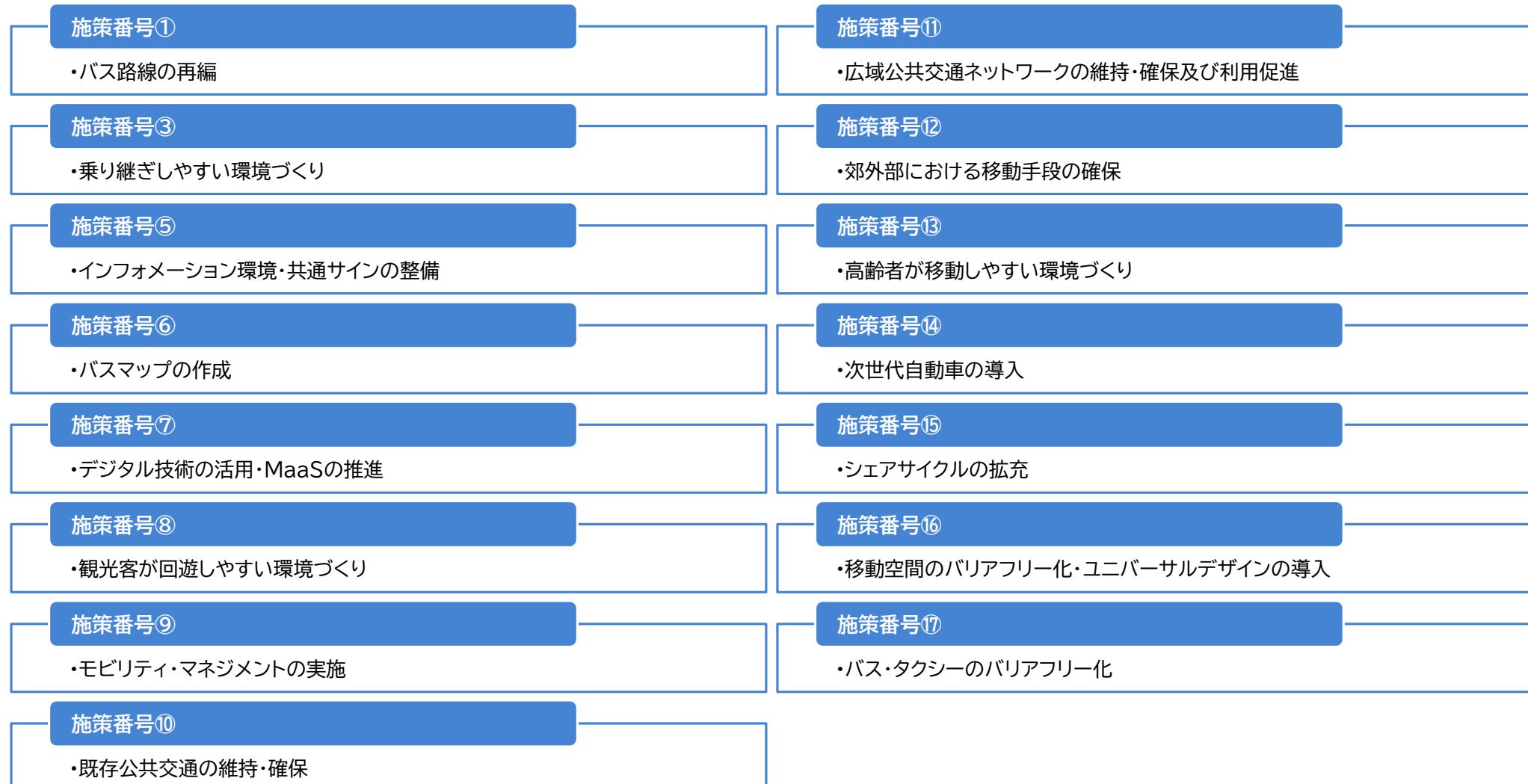
水戸市地域公共交通協議会  
会長 金利昭



# 令和7年度事業計画

水戸市地域公共交通協議会事務局

# 水戸市地域公共交通計画に位置付けた施策の推進



# 施策番号① バス路線の再編

## 交通計画の内容

利用者のニーズの把握に努めながら、市とバス事業者が連携・協力し、利便性と効率性を両立したバス路線への再編を進めます。

### 【実施主体】

水戸市、バス事業者

### 【バス路線再編の基本方針】

前計画で掲げた以下の五つの方針を継承し、バス路線の再編に取り組みます。

方針1 方面別の路線の設定

方針2 「幹線・支線運行」と「直行運行」を組み合わせた路線の設定

方針3 重複・迂回を避けた路線の設定

方針4 使いやすい運行間隔の設定

方針5 需要に応じたサービスレベルの設定

### 【取組内容】

#### ○ バス路線の再編（計画期間中1箇所）

産・学・官連携による、データを活用したエビデンスに基づく検討及び実証実験を行いながら、再編手法を決定していくこととします。

## 令和6年度実績

・茨城大学と令和6年度バス路線再編調査業務委託契約締結  
平田委員の研究室を中心に、双葉台地区におけるバス路線のODデータの分析や、再編による効果予想等を実施した。

・ふれあいフェアin双葉台及びWEBにおいて、地元住民にバス路線再編に係るアンケート調査を実施  
地元住民のニーズや路線再編に対する意見を、40名以上の方から収集した。

ふれあいフェアin双葉台：令和6年11月9日（土）開催  
WEBアンケート実施期間：令和6年11月9日（土）から  
令和7年2月28日（金）まで

決算額：597,740円（うち国庫補助298,870円）

### 事業評価（事務局評価）

双葉台地区の住民からの評価も高く、効果が見込まれるため事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

令和6年度に実施した、茨城大学及びバス事業者（茨城交通株式会社）との連携による、バス路線再編に係る調査・研究の結果を活用し、双葉台地区におけるバス路線の再編を検討する。

# 施策番号③ 乗り継ぎしやすい環境づくり

## 交通計画の内容

鉄道とバス及びバス相互の乗り継ぎがしやすいダイヤ調整に加えて、情報提供の改善や乗り継ぎ環境の整備により、利用者の視点に立ったシームレスな乗り継ぎ環境をつくります。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者

### 【取組内容】

- ダイヤ調整
  - ・ 乗り継ぎがしやすい路線バスダイヤの調整
  - ・ 等間隔運行の検討

- 乗り継ぎ環境の整備

- ・ 待合所の環境整備、乗り継ぎ経路の短縮、バリアフリー化、案内表示等

## 令和6年度実績

茨城交通(株)において、赤塚駅着の鉄道ダイヤにあわせた路線バスのダイヤ調整が実施された。（令和7年4月1日（火）付で改正）

### 事業評価（事務局評価）

ダイヤ改正に伴い乗り継ぎの利便性が高まったことから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

ダイヤの調整は各事業者で実施されているため、引き続き事業者間で情報共有を行いながら、乗り継ぎしやすいダイヤを検討する。

市においては、市民要望の共有や、周知等において協力していく。

# 施策番号⑤ インフォメーション環境・共通サインの整備

## 交通計画の内容

バス事業者共通のインフォメーション環境を整備し、乗り場案内や行き先案内等の情報案内を実施します。泉町一丁目に設置しているデジタルサイネージの運用から得られた課題等を踏まえながら、デジタルサイネージ等によるバスロケーションや時刻表等の情報提供の拡大を推進します。

併せて、バス事業者共通の系統番号の設定や主要方面別のカラーリングなど、共通サインの整備について検討します。

### 【実施主体】

水戸市、バス事業者

### 【取組内容】

- インフォメーション環境の整備
  - ・ デジタルサイネージ等による情報提供の拡大推進
  - ・ 等間隔運行の検討
- 共通サインの整備
  - ・ 共通系統番号の設定、主要方面別のカラーリング等

## 令和6年度実績

デジタルサイネージの活用について、バス事業者やデジタルサイネージシステムベンダーと共に、利用者にとって分かりやすい表示方法の検討や、GTFSデータの共有可能性について協議を行った。

また、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－3か年実施計画に、水戸駅北口駅前広場の整備事業として、令和9年度にデジタルサイネージの設置を盛り込んだ。

### 事業評価（事務局評価）

泉町一丁目バス停のデジタル表示について、茨城交通のバス接近情報の掲示などバスの利便性向上につながっていることから、引き続き事業を推進する。なお、関東鉄道の接近情報の掲示については、技術的な対応が必要となっている。

## 令和7年度事業計画

泉町一丁目スマートバス停の表示内容について、利用者にとって分かりやすい内容となるよう、バス事業者やシステムベンダー等と協議を行う。

時刻表については、引き続きバス事業者との情報共有を行なながら、必要に応じて更新する。

# 施策番号⑥ バスマップの作成

## 交通計画の内容

市民はもちろんのこと、観光客など、本市を初めて訪れる人にも本市の主要バス路線や所要時間、主要駅のバス乗り場がわかるようになります。

バスマップを定期的に更新するとともに、デジタル地図との連動を図るなど、掲載内容の拡充・改善を進めます。

### 【実施主体】

水戸市

### 【取組内容】

- 利用者のニーズに合ったバスマップの作成
- デジタルバスマップの作成

## 令和6年度実績

バス事業者と連携し、みとバスMAP及び赤塚バスMAPを更新した。

決算額：51,590円

### 事業評価（事務局評価）

デジタルバスMAPの更新と併せ、新たに市民ガイドブック等にバス停を掲載するなど、バスの利便性向上につながったことから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

バス停や経路等の内容の更新を行う。

また、詳細なバス停の位置等を、令和年度版水戸市民ガイドブックに掲載したため、バスマップに掲載する情報の取捨選択や、経路図の表現方法の再検討、カラーUDの導入など、さらに使いやすいマップとなるようなデザインを検討する。

予算額：47,000円

# 施策番号⑦ デジタル技術の活用・MaaSの推進

## 交通計画の内容

バスロケーションシステムや乗換案内アプリ等の利用を促進します。また、キャッシュレス決済の導入を支援し、公共交通の利便性の向上を図ります。

併せて、本市を含むエリアで展開されるMaaSの取組に参画しながら、他都市の先進事例について、調査・研究を進めます。

また、事業者と連携しながら、自動運転等の新たな技術を活用したモビリティの導入の可能性についても、同様に調査・研究を進めます。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者

### 【取組内容】

- デジタル技術の活用
  - ・ バスロケーションシステムや乗換案内アプリの利用促進
  - ・ キャッシュレス決済の導入推進
- MaaSの推進（計画期間中1件）
  - ・ JR MaaS等
- 新たな技術を活用したモビリティの調査・研究
  - ・ 自動運転等の調査・研究

## 令和6年度実績

令和6年6月から、関東鉄道株のバスロケーションシステムである「バスロケーションサービス」が供用開始となった。

本市においては、ホームページに茨城交通株及び関東鉄道株のバスロケーションシステムの案内を掲出するとともに、市が発行する刊行物等において可能な限りシステムの周知を実施している。

### 事業評価（事務局評価）

バス事業者において、デジタル技術の活用が進むなど、新たな取組によるバス利便性の向上が図られていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

既にバス事業者において運用しているバスロケーションシステムや乗り換え案内アプリについては、引き続き積極的な広報活動等を通じて利用促進を図る。

MaaSについては、ひたちのくに紀行との連携を引き続き行う。

# 施策番号⑧ 観光客が回遊しやすい環境づくり

## 交通計画の内容

観光客が路線バス等で市内を回遊しやすい環境をつくります。

観光客にもわかりやすい、主要な行き先を記載したバスマップを配布するとともに、バス事業者が販売する1日乗車券「水戸漫遊1日フリーきっぷ」の利用を促進します。

併せて、イベント開催時において、観光名所を周遊するバスの運行を実施するほか、観光拠点と中心市街地間を回遊する循環バス路線の新設を検討します。

### 【実施主体】

水戸市、バス事業者

### 【取組内容】

- バスマップの配布
  - ・ 観光客向けバスマップの作成
- 1日乗車券の利用促進
  - ・ 水戸漫遊1日フリーきっぷの利用促進（電子チケット販売及びMa a Sとの連携）
- 観光客が回遊しやすくなるバスの運行
  - ・ イベント開催時における観光周遊バスの運行
  - ・ 観光循環路線の新設（偕楽園・千波公園方面経由）の検討

## 令和6年度実績

水戸観光パンフレット「水戸旅」に、水戸漫遊1日フリーきっぷの利用案内を兼ねた路線図と、水戸駅近隣観光地への路線バスによるアクセス方法についての案内等を掲載した。

また、偕楽園・千波湖方面への延伸を検討するに当たり、移転した千波湖西駐車場への路線バスの乗り入れが可能かどうか等、バス事業者と共に現地確認を行い、課題を共有した。

### 事業評価（事務局評価）

各事業者における取組により観光客向けのバス利便性の向上が図られていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

水戸漫遊1日フリーきっぷについて、市及びバス事業者が連携しながら周知し、利用促進を図る。

千波公園のリニューアルに伴う、偕楽園・千波湖方面への延伸について、千波湖西駐車場へ路線バスの乗り入れが可能であることを確認できたことから、運行のタイミング等については、千波公園のリニューアル進ちょく状況等を見ながら、バス事業者との調整を行う。

※R7.6現在、千波公園の供用開始時期については、来年春の大型連休前が目途

# 施策番号⑨ モビリティ・マネジメントの実施

## 交通計画の内容

公共交通の重要性や利便性についてより多くの人に周知し、関心を高めてもらうことで、自動車利用から公共交通利用への転換を促進します。

特に、ゼロカーボンシティの実現や交通渋滞の解消に向け、「エコ通勤」を企業と連携して推進するなど、公共交通の利用を促します。

### 【実施主体】

水戸市、民間事業者

### 【取組内容】

- モビリティ・マネジメントの実施
  - ・ 路線バス乗り方教室等の開催（3回/年）
  - ・ エコ通勤チャレンジウィークの実施（2回/年）

## 令和6年度実績

### ・路線バス乗り方教室の実施

バス事業者とともに「路線バス乗り方教室」を実施し、実際に路線バスを使用しながら、乗車マナー・ルールなどを学習する機会を設けた。

### ・エコ通勤チャレンジウィークの実施

いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づく構成9市町村共同の事業として「エコ通勤チャレンジウィーク」を実施し、公共交通利用を推進した。

### 事業評価（事務局評価）

乗り方教室は学校からの評判も良く事業を継続するが、エコ通勤の取組については、参加者が増加しているものの、事業効果の検証が困難であることから、引き続き事業を推進するとともに新たな事業についても検討する。

## 令和7年度事業計画

モビリティ・マネジメントの充実化を図るため、市内の小学生を対象として、バスの乗り方教室に加え、実際に路線バスを利用し移動してもらう実践的な取組を検討する。

エコ通勤チャレンジウィークについては、引き続きいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づく事業として年2回実施するとともに、新たな取組を検討する。

# 施策番号⑩ 既存公共交通の維持・確保

## 交通計画の内容

市内を運行する鉄道、路線バス、タクシーなど、既存公共交通の維持・確保に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響や燃料価格の高騰、運転者不足等により、公共交通事業者を取り巻く環境はより一層厳しくなっています。国や県と連携しながら、公共交通事業者の事業を継続させるための支援を実施します。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者

### 【取組内容】

- 既存公共交通の維持・確保に向けた支援

## 令和6年度実績

地域間幹線系統の維持を目的として、令和6年度茨城県バス運行対策費補助金に係る市町村負担金及び嵩上げ補助として令和6年度水戸市バス系統維持補助金を交付した。

### 決算額

市町村負担金額：4,197,050円  
嵩上げ補助額：5,881,303円

### 事業評価（事務局評価）

地域間幹線系統維持への支援により、路線が維持され沿線住民の利便性が確保されていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

引き続き、予算の範囲内において実施する。

# 施策番号⑪ 広域公共交通ネットワークの維持・確保及び利用促進

## 交通計画の内容

本市を含む県内広域で運行する公共交通を維持・確保します。

併せて、「いばらき県央地域連携中枢都市圏」の連携中枢都市として、周辺市町村から本市に乗り入れる路線バスやデマンド交通等の充実を図ります。

### 【実施主体】

水戸市、県、関係市町村

### 【取組内容】

#### ○ 広域公共交通ネットワークの維持・確保

- ・ 地域間幹線系統の維持（国や県と協調し、補助等を実施）
- ・ 広域バス路線の確保（「石塚・赤塚線」など）
- ・ 水戸市に乗り入れる路線バスやデマンド交通等の充実

#### ○ 広域公共交通の利用促進（JR常磐線、水戸線、水郡線、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、路線バス、茨城空港）

- ・ 利用促進活動の実施  
(県及び沿線市町村で構成する協議会を通して実施)

## 令和6年度実績

地域間幹線系統の維持を目的として、令和6年度茨城県バス運行対策費補助金に係る市町村負担金及び嵩上げ補助として令和6年度水戸市バス系統維持補助金を交付した。（再掲）

茨城交通により、路線バス「石塚・赤塚線」を継続して運行するとともに、令和6年4月6日から「石塚・内原線」の運行を開始し、本市からは、運行に係る補助金を交付した。

### 決算額

水戸市路線バス石塚・赤塚線運行補助金：14,040,883円

水戸市路線バス石塚・内原線運行補助金： 4,159,895円

### 事業評価（事務局評価）

県央地域の広域路線への支援により、路線が維持され沿線住民の利便性が確保されていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

引き続き、予算の範囲内において実施する。

### 予算額

水戸市路線バス石塚・赤塚線運行補助金：15,000,000円

水戸市路線バス石塚・内原線運行補助金： 6,194,000円

# 施策番号⑫ 郊外部における移動手段の確保

## 交通計画の内容

本市では、公共交通が利用しづらい郊外部における移動手段を確保するため、昼間の稼働率が比較的低い市内のタクシーを活用して「水都タクシー」を運行しています。引き続き運行し、日常生活圏域や交通結節点までの移動手段を確保します。

水都タクシーは、公共交通の利便性が低い市内11地区で運行していますが、運行地区との境界付近など、その他の地区においても部分的に公共交通の利便性が低い地域が点在するため、それらの地域での運行について、検討を進めます。

### 【実施主体】

水戸市

### 【取組内容】

#### ○ 水都タクシーの運行（現行11地区）

- ・運行の継続・利用促進
- ・区域拡大の検討、実施

## 令和6年度実績

公共交通の利便性が低い市内11地区において、「水都（すいと）タクシー」の運行を継続した。

また、令和6年10月1日（火）から、11地区に隣接する一部の地域においても交通不便地域が存在しているため、当該交通不便地域のうち、高齢化率が高く、公共交通の充実度が低い地域を運行対象地域に追加した。

### <追加した地域>

赤尾閑町、筑地町、小林町、吉沢地区の酒門町及び田野町

### 事業評価（事務局評価）

実質的な交通空白地域を追加するなど、住民ニーズに基づき事業の拡大を図り、利用者からも好評であることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

水都タクシーの運行を継続する。

また、水都タクシーの更なる運行区域拡大について検討する。

# 施策番号⑬ 高齢者が移動しやすい環境づくり

## 交通計画の内容

高齢者の移動を支える手段として、バス・タクシー等公共交通機関の割引制度の導入を検討します。

また、新たなモビリティを活用したデマンド型交通等について、他市事例を調査・研究しながら、導入の可能性を検討します。

併せて、高齢者が移動しやすい環境づくりに向け、水戸市の実情に合った新たな制度について検討します。

**【実施主体】**  
水戸市

- 【取組内容】**
- 公共交通機関の割引制度
    - ・ バス・タクシー利用者への割引制度の導入検討
  - 新たなモビリティの活用
    - ・ デマンド型交通等の導入検討
  - 新たな移動支援施策の検討

## 令和6年度実績

事業者において、高齢者向け割引制度を実施している。本市においては、府内横断体制でプロジェクトチームを立ち上げ、施策立案に向け協議を重ねている。

### 事業評価（事務局評価）

府内プロジェクトチームで協議を進め、本市の実情に応じた制度となるよう、検討が進んでいることから、引き続き検討を進める。

## 令和7年度事業計画

現在、福祉部門では高齢者移動サービスの充実化、公共交通部門では水都タクシー含めた交通空白地対策を引き続き検討しており、プロジェクトチームではそれらの施策でカバーしきれない分野に対する取組の立案を進める。

# 施策番号⑯ 次世代自動車の導入

## 交通計画の内容

本市で運行する公共交通事業者へのEV車両導入を促進することで、脱炭素化を推進します。（令和5年度末時点での運行台数は1台）。

併せて、燃料電池車両等についても、車両価格や航続距離等の性能向上の状況を注視しながら、導入促進を検討します。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者

### 【取組内容】

- EV車両等の導入促進（2台/年）

## 令和6年度実績

水戸市電気バス導入事業補助金を創設し、本市内の運行系統において電気バスを導入する路線バス事業者及び路線バス貸与事業者に対して、支援を実施した。

決算額：10,000,000円（3台分）

### 事業評価（事務局評価）

各バス事業者において、電気バスが導入され、カーボンニュートラルにつながっていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

電気バス導入事業補助金について、予算の範囲内において継続して実施する。

予算額：10,000,000円

# 施策番号⑯ シェアサイクルの拡充

## 交通計画の内容

まちなかの回遊性の向上及び公共交通網の補完を目的として導入しているシェアサイクル「みとちやり」について、拡充を進めます。

併せて、自転車が安全に通行できる環境を整えるなど、利用促進に取り組みます。

### 【実施主体】

水戸市

### 【取組内容】

- 車両及びサイクルポートの増設
- シェアサイクルの利用促進

## 令和6年度実績

シェアサイクル「みとちやり」を運営するとともに、車両及びステーションの増設を実施した。

### <増設状況>

車両台数：41台 → 98台

ステーション数：13箇所 → 42箇所

### 事業評価（事務局評価）

利用回数は年々増加傾向であり、利用者からは好評となっているが、事業エリアの拡大などの要望も多いことから、引き続き事業の拡大を図る。

## 令和7年度事業計画

運営を継続するとともに、車両及びステーションを増設する。

### <増設予定>

車両台数：98台 → 150台

ステーション数：42箇所 → 52箇所

# 施策番号⑯ 移動空間のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入

## 交通計画の内容

「水戸市バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区として定めた水戸駅周辺地区的バリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインの導入を図ります。

併せて、路線バス車体を利用して「車いす体験」や「高齢者体験」を行うバリアフリー教室を実施し、「心のバリアフリー」の普及・啓発を推進します。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者、道路管理者ほか

### 【取組内容】

- バリアフリー特定事業計画（後期）に位置付けた特定事業の推進
- 心のバリアフリーの推進
  - ・ バリアフリー教室の開催（2回/年）

## 令和6年度実績

国土交通省関東運輸局茨城運輸支局及びバス事業者と連携しながら「バリアフリー教室」を実施し、実際の路線バス車両を用いながら、高齢者及び障害者への理解促進を図った。  
＜実施状況＞

実施校	参加人数	実施校	参加人数
国田義務（6年）	15人	内原小（4年）	57人
見川小（4年）	84人	双葉台小（4年）	80人
上中妻小（4年）	29人	合 計	

### 事業評価（事務局評価）

バリアフリー教室は、学校から実施希望も多く、生徒、先生からも有意義であるとの評価ももらっていることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

バリアフリー特定事業計画（後期）に位置付けた特定事業を推進するとともに、引き続きバリアフリー教室を実施する。

# 施策番号⑯ バス・タクシーのバリアフリー化

## 交通計画の内容

全ての人が移動しやすい移動空間の創出に向け、バス・タクシーのバリアフリー化を促進します。

### 【実施主体】

水戸市、公共交通事業者

### 【取組内容】

- ノンステップバスの導入促進（6台/年）
- ユニバーサルデザインタクシーの導入促進（3台/年）

## 令和6年度実績

本市では、超低床ノンステップバス導入事業補助金及びユニバーサルデザインタクシー導入補助金を創設している。

### 予算額

超低床ノンステップバス導入事業補助金：1,200,000円  
ユニバーサルデザインタクシー導入補助金：300,000円

### 事業評価（事務局評価）

将来的には本市を走行する全てのバスをバリアフリー化することを目指していることから、引き続き事業を推進する。

## 令和7年度事業計画

予算の範囲内において、超低床ノンステップバス導入事業補助金及びユニバーサルデザインタクシー導入補助金を交付する。

### 予算額

超低床ノンステップバス導入事業補助金：1,200,000円  
ユニバーサルデザインタクシー導入補助金：300,000円

令和7年7月20日

事務局ご担当者様

公募委員  
齋藤 勝行

## 第1回水戸市地域公共交通協議会全体会議について(お願い)

日頃よりお世話になっております。

標記の会議は、所用により欠席させていただきます。

つきましては、事務局様より事前に配付いただきました資料を拝見しての意見を、以下のとおり述べさせていただきます。ご査収の程、よろしくお願ひいたします。

### I 議案第1号 令和7年度事業計画案

#### **施策番号⑤ インフォメーション環境・共通サインの整備**

引き続きUDに配慮した情報掲出をお願いしたい。接近情報などの音声案内を付加することも検討してほしい。バスの行先表示がLED化に伴い見にくくなっている現状がある。接近情報を工夫することで対応を検討できないだろうか。また、ラッピングバスの増加に伴い、バス会社の判別がしにくくなっている。乗車口など決められた場所に、わかりやすく事業者名を表記するなど配慮をお願いしたい。検討・実施に当たっては、各種障害者団体の意見を聴取するなどして取り組んでほしい。

#### **施策番号⑥ バスマップ作製**

わかりやすく利便性の高いマップが作成されていると感じる。サイズの問題はあるが、水戸市内のバス停すべてに掲示するとよいのではないだろうか。サイズ的に困難であれば、まずは、QRコードの掲示から行ってはどうだろうか。

#### **背策番号⑧ 観光客が回遊しやすい環境づくり**

千波湖西駐車場への路線バス乗り入れにあたり、バス停は観光客にとって重要なポイントとなる場所であると考えられる。バス停の環境整備や情報掲出には十分工夫をしてほしい。

#### **背策番号⑨ モビリティーマネージメントの実施**

「エコ通勤チャレンジウィーク」は、公共交通機関を使った通勤へのきっかけづくりとするならば、通勤方法を恒常に変えた本人やその事業者に何らかのインセンティブがあるといいのではないだろうか。

#### **施策番号⑮ シェアサイクルの拡充**

「みどりチャリ」は充実してきており、利便性も高くなっていると思う。一部のステーションでは、自転車がなくなってしまう時間帯があるようである。利用実態を踏まえた車両台数とステーションの配置の最適化を図るよう努めてほしい。

### 2 議案第2号 水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について 特に意見はありません。

議案第 2 号

## 水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインの策定について

このことについて、水戸市地域公共交通協議会を運営するための基本的事項や考え方を整理し、全ての委員と共有するため、別紙 2 のとおり水戸市地域公共交通協議会運営ガイドラインを策定する。

令和 7 年 7 月 24 日提出

水戸市地域公共交通協議会  
会長 金利昭

## 水戸市地域公共交通協議会

### 運営ガイドライン

## 1 はじめに

### (1) 本ガイドラインの主旨

本ガイドラインは、水戸市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を運営するための基本的事項や考え方を示すものです。

### (2) 基本の方針

協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「地域交通法」という。）及び道路運送法に基づく法定協議会（地域公共交通会議を兼ねる）として、規約を定め組織します。

協議会では、全ての構成員が本市における地域公共交通の課題を共有し、その解決のための事業を議論し、事業の実施やモニタリング・評価に関わっていくこととします。

そのため、交通分野だけでなく、地域の課題に対応したメンバーを構成員とし、官と民、交通事業者間、他分野を含めた連携・共創を活発化させることを本協議会の基本の方針とします。

## 2 協議会の運営

### (1) 協議会での協議事項

協議会は、根拠法毎に定められた目的に応じて各種協議を行います。

【協議会の協議事項一覧】

	地域公共交通協議会	地域公共交通会議	協議運賃にかかる協議会 (未設置)
根拠 法令等	地域交通法第6条	道路運送法施行規則 第15条の4第2項	道路運送法第9条第4項 等
目的	地域公共交通計画 の作成及び実施に 関し必要な協議を 実施	地域の実情に応じた適切な乗 合旅客運送の態様及び運賃・ 料金等に関する事項及び旅客 から收受する対価に関する事 項、その他これらに關し必要 となる事項の協議を実施	協議運賃（地域の関係者間で の協議が調い、柔軟に設定さ れた運賃をいう。）の届出を行 う際に必要な協議を各法に基 づき実施※
対象交通 モード	多様な交通モード	バス、タクシー（乗合）	バス 等

※バス交通に対する協議運賃については、協議会の下部組織である運賃分科会で協議します。そ  
の他の交通モードでの協議が必要となった場合は、各根拠法に基づき協議します。

## (2) 協議会の構成員と役割分担

協議会の構成員については、地域交通法で定められた構成員に加え、役割に対応した構成員を加えることとします。

### 【協議会の構成員及び役割分担】

構成員	役割
①市*	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画の作成主体（事務局を担う）</li><li>・関係者間の連携・調整</li><li>・庁内の連携・調整</li><li>・計画推進上、必要とされる対策の検討・実施</li><li>・計画において合意された事業の実施</li></ul>
②関係する公共交通事業者等*	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画作成への積極的な参加</li><li>・計画において合意された事業の実施</li></ul>
③関係する道路管理者*	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画作成への積極的な参加</li><li>・計画推進上、必要となる対策の検討・実施</li></ul>
④計画に定める事業を実施する（見込まれる）者*	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画作成への積極的な参加</li><li>・計画において合意された事業の実施</li></ul>
⑤関係する公安委員会*	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画推進上、必要となる対策の検討・実施</li></ul>
⑥公共交通利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画作成への積極的な参加</li><li>・公共交通の利用促進や住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与</li></ul>
⑦学識経験者	<ul style="list-style-type: none"><li>・協議のアドバイス・コーディネート (協議の進行役、各種提案、他地域事例の紹介等)</li></ul>
⑧その他 <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会組織</li><li>・商工会議所</li><li>・交通従事者（バス労働組合）</li><li>・県</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通計画作成への積極的な参加</li><li>・公共交通の利用促進や住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与</li></ul>

\*地域交通法第6条第2項において参画が必要とされている構成員

### (3) 全体会議について

全体会議は、協議会に諮られた事案に対する協議結果を決議する会議です。

開催方法としては、原則として対面による開催としますが、対面による会議を開く暇がないときや軽微な変更事項等については、書面による開催とします。

なお、事業報告など定例的な報告案件以外で、速やかに報告が必要な案件についても、書面にて報告することとします。

### (4) 分科会の役割等

協議会において実質的な議論を進めていくため、全体会議の下部組織に関係者やコアメンバーが集い議論しやすい環境として分科会を設置します。

分科会の構成員は下表を基本とし、内容に応じて参加者の調整を行うものとします。

また、分科会の開催方法については、全体会議の例によるものとします。

【分科会の種類、役割及び構成員】

名称	役割	構成員
計画フォローアップ 分科会	計画に定めた施策の達成状況の評価	市、公共交通事業者、公共交通利用者（公募市民）、学識経験者等
バス交通分科会	一般乗合旅客自動車運送事業に係る協議（運賃に係るもの除く。）	市、バス事業者、公共交通利用者（公募市民）、道路管理者、茨城県警察、バス運転者が組織する団体、学識経験者等
運賃分科会	道路運送法第9条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に係る協議	市、関係事業者、関東運輸局茨城運輸支局、水戸市住みよいまちづくり推進協議会

## (5) 協議会の開催スケジュール

全体会議の開催時期については、前年度における交通計画の評価等の報告を行うとともに、次年度実施事業に係る予算を市の次年度予算要求に計上するために9月、計画に位置付けた施策の実施状況等当年度の事業報告を行うために3月に開催することとし、具体的な個別事業の検討やフォローアップについては、各分科会で協議することとします。

また、急遽協議や報告が必要な案件が生じた場合は、必要に応じて会議等を開催するものとします。

【協議会の基本年間スケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			計画 フォローアップ 分科会	バス 交通 分科会	全体会議① (次年度事業計画)	市次年度 予算要求					全体会議② (事業報告)

必要に応じて、運賃分科会を開催

## **水戸市地域公共交通協議会運営ガイドライン**

発行・編集 水戸市地域公共交通協議会事務局

## 水戸市地域公共交通協議会規約

### (設置)

第1条 水戸市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保及び自家用有償旅客運送の必要性、公共の福祉の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、水戸市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を置く。

### (事務所)

第2条 交通協議会は、事務所を茨城県水戸市中央1丁目4番1号に置く。

### (所掌事項)

第3条 交通協議会は、次の各号に掲げる事項の協議及び事業を行う。

- (1) 公共交通に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 交通計画に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第4条 交通協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 鉄道事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は市内に在学し、若しくは勤務する者
- (6) 関係行政機関
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 前各号に掲げる者のほか、交通協議会が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。

### (役員)

第5条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 役員は、委員の互選によって選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員の職務)

第6条 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、交通協議会の会計を監査する。

(全体会議)

第7条 交通協議会の全体会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 会議において決した事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(専門分科会)

第9条 交通協議会に、第3条各号に掲げる事項について調査及び研究をするため、専門分科会（以下「分科会」という。）を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する分科会員をもって組織する。

3 分科会に、分科会長及び副分科会長を置く。

4 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選により選出し、分科会の運営については、第7条の規定を準用する。

5 分科会において調査及び研究を行った場合は、当該調査及び研究の結果を会議に報告するものとする。

(事務局)

第10条 交通協議会の庶務を行うため、交通協議会に事務局を置く。

2 事務局は、水戸市市長公室交通政策課に置く。

3 事務局に、事務局長及び事務局員を置く。

4 事務局長には水戸市市長公室交通政策課長を、事務局員には同課の職員をもって充てる。

(経費)

第11条 交通協議会の運営に関する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に必要な事項は、別に定める。

(補則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 付 則

この規約は、令和6年9月6日から施行する。

## 地域交通の重要性

- 地域交通は、地球環境保全、国土強靭化、地方創生などの国家的課題、そして地域住民をはじめとする国民の生活の質(QOL)を向上させ、ウェル・ビーイングによる将来に向けた豊かな生活の実現などの国民的課題に貢献する「社会資本」であり、いわば「公共財」である。
- その地域交通を担う地域交通産業は、国家的・国民的・地域的に必要不可欠で重要な基盤産業である。

## 地域交通に関するこれまでの法制度改訂

〈運輸分野の需給調整規制廃止(1996(平成8)年:運輸省決定)  
【競争により利用者利益の保護・利便増進】

- ◆ 道路運送法 改正
  - ・貸切バス事業(2000(平成12)年施行)
  - ・乗合バス事業及びタクシー事業(2002(平成14)年施行)

人口減少等の  
社会経済状況変化……

競争から協調・共創へ

規制緩和から約四半世紀

- ◆ 2006(平成18)年 道路運送法 改正【地域協議運賃・自家用有償旅客運送事業の創設等】
- ◆ 2007(平成19)年 地域公共交通活性化・再生法 制定
- ◆ 2013(平成25)年 交通政策基本法 制定
- ◆ 2014(平成26)年 地域公共交通活性化・再生法 改正
- ◆ 2020(令和2)年 地域公共交通活性化・再生法 改正 独占禁止法特例法 制定
- ◆ 2023(令和5)年 地域公共交通活性化・再生法 改正

社会経済状況の変化は止まらず……

## 地域交通産業の制度革新の必要性

- コロナ禍収束後も移動需要が以前まで戻らず、経営悪化が長期化。
- 2024年問題もあり運転手不足は今後一層深刻化。
- サービス縮小で国民の生活の質(QOL)は低下。ウェル・ビーイングによる豊かな生活が困難となり、持続可能な社会実現の観点でも危機的状況。

地域交通事業の存立自体が困難

## 制度革新を求める現場の声

【参考】(一財)地域公共交通総合研究所 第8回公共交通経営実態調査報告  
(2025(令和7)年2月28日)における地域交通制度の革新の必要性について

### 経営を圧迫する要因(168社)

- ① 燃料高騰問題(37社・22%)
- ② 人手不足問題(31社・18%)
- ③ 人件費高騰問題(20社・12%)
- ④ 利用者減少問題(20社・12%)
- ⑤ 設備投資・修繕費の増加問題(17社・10%)

### 行政の支援や制度改善への期待(143社)

- ① 補助金・補助制度(30社・21%)
- ② 制度改善・規制緩和問題全般(26社・18%)
- ③ 燃料費補助(25社・17%)
- ④ 人材確保対策(18社・13%)
- ⑤ 車両購入・設備投資支援(15社・10%)

緊急提言！

## 地域交通制度の革新案

### I. 目指すべき法制度のイメージ

国民の生活の質(QOL)向上の観点から、「需要」に対応する健全な事業の存立と、健全なサービスの確保・維持・継続等の「供給」を確保するため、「交通政策基本法」に基づき、道路運送法、道路交通法、地域公共交通活性化・再生法をはじめ、地域交通に関するあらゆる法制度等の革新が必要。

### II. 法律で定められることが必要な考え方(コンセプト)と事項(コンテンツ) 27項目

#### 地域交通全般に共通の基本的な事項

- 地域交通が「公共財」であり、「社会資本」であること
- 地域交通の「確保責任主体」は自治体
- 法定協議会の設置及び法定計画策定の義務化
- 必要なサービス水準は国が交通政策基本計画等で明示
- 事業開始の許認可は法定協議会の合意を要件化

法定協議会の合意により手上げ方式で自治体が行うことも可能に

#### 自動車交通事業の制度に関する事項

- 道路を活用した人の輸送に係るサービスを継続提供する事業はすべて「自動車交通事業(仮称)」(例:無償送迎、シェアサイクル、タクシーアプリ等も含め)

#### ○ シンプルで明快な事業制度に再整理

#### 地域交通確保のための負担・財源等に関する事項

- 「公的負担の根拠」は支援(補助)ではなく、委託への対価

○ 公的負担の法定協議会への一元交付化、地方交付税の地域交通充当額の明確化 等